

# 公益財団法人豊田都市交通研究所監事監査規則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 公益財団法人豊田都市交通研究所(以下「研究所」という。)の監事の監査については、法令及び定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(基本理念)

**第2条** 監事は、研究所の機関として、理事と相互信頼の下に公正不偏の立場で監査を行うことにより、研究所の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、研究所の社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

**第3条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、その結果理事の職務の執行に適法性を欠く事実若しくはそのおそれのある事実又は著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

**第4条** 監事は、いつでも理事及び関係部門に対し、事業の報告を求め、又は研究所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

**第5条** 監事が前条の規定により職務を遂行するときは、理事又は関係部署の責任者はこれに協力しなければならない。

## 第2章 監査の実施

(監査事項)

**第6条** 監事は、次に掲げる事項の調査、閲覧、立会い、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 稟議書等重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全及び回収並びに債務の負担
- (3) 研究所と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類
- (6) 評議員会に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

(会議への出席)

**第7条** 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する会議に出席できなかったときは、当該会議の審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

## 第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

**第8条** 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、理事会に意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり研究所の業務の適正な運営・合理化等又は研究所の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し意見を述べなければならない。

(差止請求)

**第9条** 監事は、理事が研究所の目的外の行為その他法令又は定款に違反する行為をし、これにより研究所に著しい損害を生ずるおそれがあるとき、理事に対しその行為の差止めを請求しなければならない。

(理事等の報告義務に対する措置)

**第10条** 監事は、理事から研究所に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けたときは、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

**第11条** 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合は、あらかじめ変更の理由について報告を求めるものとする。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題がある場合は、理事に意見を述べるものとする。

(評議員会への報告)

**第12条** 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合は、評議員会に報告するものとする。

(評議員会における説明義務)

**第13条** 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明するものとする。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

**第14条** 監事は、その選任及び解任並びに報酬等の額について、評議員会において意見を述べることができる。

#### 第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

**第15条** 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

**第16条** 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の規定による監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成するものとする。

2 監事は、前項の監査報告書は、作成の年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事に提出するものとする。

## 第5章 雑則

(監査の費用)

**第17条** 監事は、研究所に対し、職務の執行のため必要と認める費用の支給を請求することができる。

(改廃)

**第18条** この規則の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告し、理事会の決議を経て行う。

### 附 則 (平成21年11月30日決定)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。